

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次 ページ

規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(八・財政課)……………1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第八号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表(注)の項中「五〇〇万円」を「一、〇〇〇万円」に改め、同表に次のように加える。

(注) 現金取扱員及び物品取扱員の任免に関すること。	
	すべての事項

第三条第一項第五号中(ウ)を削り、(ク)を(ウ)とする。

第七条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 普通財産の処分(二件の金額が一、〇〇〇万円未満の廃道廃川の処分に限る。)に關すること。

第七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 地方公所(東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所に限る。)における現金取扱員及び物品取扱員の任免に關する事務を当該地方公所の長に委任する。

第八条の二第一項中「第五項」を「第六項」に改め、「の各号」を削り、同項第一号の表中(ウ)の項を(ク)の項とし、(ウ)の項から(ウ)の項までを一項ずつ繰り下げ、(ウ)の項の次に次のように加える。

(ウ) 普通財産の処分に關する こと。	一件の金 額五〇〇 万円以上	一件の金 額五〇〇 万円未満

第八条の二第一項第二号(ウ)中(ウ)を(ク)に改め、同号(ウ)中(ウ)から(ウ)を(ク)から(ク)に改め、同条第二項中(ウ)及び(ウ)を(ク)及び(ク)に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十八条中「吏員」を「職員」に改める。

第四十五条第二項第一号(ウ)中「及び博物館使用料」を「博物館使用料及びスポーツ科学センター使用料」に改める。

第六十一条第四項中「(秋田県証紙条例第六条第一項又は第七條第一項の規定により県が指定した者をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「の各号」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

元売りさばき人(秋田県証紙条例第六条第一項又は第七條第一項の規定により県が指定した者をいう。以下同じ。)に対しては、元売りさばき手数料として、売りさばき人に交付した証紙額面金額の千分の五に相当する金額に一・〇五を乗じて得た金額を交付するものとする。

第六十六条第二項及び第六十六条の二第二項中「第六十一条(売りさばき等手数料の交付)第四項」を「第六十一条(売りさばき等手数料の交付)第五項」に改める。

第六十九条第一項及び第三項中「職員」を「職員」に改める。

第七十二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号(ウ)を次のように改める。

(ウ) 都市公園施設使用料
第九十三条第五号中「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律」を「特別支援学校への就学奨励に關する法律」に改める。

第八十条の二中「除き、」を「除き、検査員(二)に、その命ずる吏員若しくは吏員相当の職にある者(以下「検査員」という。)(が)行なう」を「知事が命ずる職員をいう。以下同じ。(が)行なう」に改める。

第八十条の三第一項中「工事監督職員」を「工事監督職員」に改める。

第九十二条の見出しを「(直営工事監督職員)」に改め、同条第一項中「直営工事監督職員」を「直営工事監督職員」に改め、同条第二項中「直営工事監督職員」を「直営工事監督職員」に改め、「の各号」を削る。

第二百二条の見出しを「(監督職員)」に改め、同条第一項中「代つて」を「代わつて」に、「行わさせる」を「行わせる」に、「工事監督職員」を「工事監督職員」に、「監督職員」を「監督職員」に改め、同条第二項中「監督職員」を「監督職員」に改め、「の各号」を削り、同項第三号中「行なう」を「行なう」に改め、同条第三項中「監督職員」を「監督職員」に改める。

第二百三条中「同法第二十六条第二項」を「同条第二項」に、「建設業法第二十六条の二」を「同法第二十六条の二」に改め、同条第三項及び第四項中「監督職員」を「監督職員」に改める。

第二百四条第二項中「監督職員」を「監督職員」に改め、同条第三項中「監督職員」を「監督職員」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項及び第六項中「監督職員」を「監督職員」に改める。

第二百五条第一項及び第二項中「監督職員」を「監督職員」に、「うえ」を「上」に改め、同条第三項中「監督職員」を「監督職員」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二百六条第三項及び第二百七条中「監督職員」を「監督職員」に改める。

第二百八条第一項中「あたり」を「当たり」に、「監督職員」を「監督職員」に改め、同条第二項中「監督職員」を「監督職員」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二百九条第二項及び第三項並びに第二百三十一条中「監督職員」を「監督職員」に改める。

第三百七条の二第一項中「行政財産」の下に「及び普通財産(廃道廃川に限る。)」を加え、「所属」を「地域振興局長及び所属」に改める。

第三百三十一条の二に次のただし書を加える。
ただし、知事が別に定めるものについては、この限りでない。

第三百三十二条中「第六十九條の四第二項」を「第六十九條の七第二項」に、「により、」を「により」に改める。
第三百八十一条第一項及び第二項中「吏員若しくは吏員相当の職にある者」を「職員」に改める。
第四百四条第一号中「並びに」を「並びに」に改め、同条

第三号中「監督吏員」を「監督職員」に改める。
 第四百十六條の表中「滞納処分執行吏員証票」を「滞納処分執行職員証票」に改める。
 附則第七項中「又は」の下に「建設コンサルタント業務委託契約若しくは」を加える。

別表第二の二第二百五十六号の三から第二百五十六号の五までを次のように改める。

二百五十六の三 特定住宅用地認定申請手数料

二百五十六の四 土地譲渡予定価額審査手数料

二百五十六の五 特定の民間再開発事業認定申請手数料

別表第二の二第二百五十六号の七を第二百五十六号の九とし、

同表第二百五十六号の六を第二百五十六号の八とし、同表第二百五十六号の五の次に次の二号を加える。

二百五十六の六 特定民間再開発事業認定申請手数料

二百五十六の七 地区外転出事情認定申請手数料

別表第二の二に次の三号を加える。

三百六 探偵業届出証明書交付手数料

三百七 探偵業変更届出証明書交付手数料

三百八 探偵業届出証明書再交付手数料

様式第三百七号中「滞納処分執行吏員証票」を「滞納処分執行職員証票」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三百三十二條の改正規定は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@natsubarainatsu.co.jp

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄